

横浜市における障害者自立支援法等による影響調査結果(2)

1. 利用者負担について

(4) 「応益負担」の導入や給食代等の実費負担による利用者への影響

- 地域作業所→自立支援法の場合、負担は減(B、生活介護)
- 所得区分による横浜市の助成を受けているので、ほとんどの人が負担を払っていない(C、生活介護)
- 当初1割負担による影響がありましたが、国の見直し(昨年夏)により、1割負担対象者がなくなったため、影響がなくなりました。(D、就労移行・就労B型)
- 利用者への意識改革が必要だと思う。(E、就労B型)
- 横浜市の場合、市単独での補助があり、本施設利用者は現時点ではあまり影響を受けていません。ただ、施設全体の運営面には大きな影響あり。(I、生活介護)

(5) 利用者負担のあり方「見直し」策についての国への要望

① 廃止を要望する理由

- 私個人は利用者負担について、上限が低くなったことにより、応益負担ではなく、限りなく応能負担に近づいていると思います。国も応益負担とは表現していないので、この言葉を使うのはいかがかと思います。(A、生活介護・就労B型)
- 障害を自己責任のようにして、重度の方ほど負担が多い。思想的に許せない。(B、生活介護)
- 横浜市の助成がいつなくなるかわからないし、仕事をしに来ている人が利用料を払うのはおかしい(C、生活介護)
- 特に当会の行っている就労系の事業の利用者は、働く場として通所されています。働く場で負担が生じるのはおかしい事です。また、就労訓練に健常者がとられない負担が、障害者にかかるのはおかしい事です。(D、就労移行・就労B型)
- 現在は本人の収入によって自己負担が発生しますが、やはり応益が一定である以上、収入が少ない人ほど負担割合が多くなり、受けるものが多いほど負担が増えるのは、福祉の制度としてはとても変です。(H、就労B型)
- 障がい福祉の実態に合わない。(J、法人型)
- 生きる上で最低限必要なことに自己負担を求めるという発想・考え方そのものが間違っていると思うから。同じ理由で、介護保険の自己負担も反対です(個人的には)(K、生活介護)

② 給食代等の実費負担について

- なんともいえない。所得保障があれば、実費負担はあってもよい。(B、生活介護)

2. 事業所経営への影響について

(2) 収入減のために実施を余儀なくされたこと

[利用者サービス関係]

- 地域作業所から移行することで、増収をはかった。事務は大変になった。(B、生活介護)
- 利用者が少ないため、人数を増すことに努力のみです。(E、就労B型)
- 職員のボーナス支給減等人件費の見直し(I、生活介護)

[職員の労働条件関係]

- 増収になったが、人員配置基準を達成するために、職員を増員し、人件費比率は非常に高くなった。(C、生活介護)

- (事業所)増収になったが、職員数を増やしたため。(新体系に移行)
事業所の存続のために、受け入れメンバーを増やした(就労継続B型)。また、就労移行支援のために人手が多く必要→職員を基準より多く入れた。(D、就労移行・就労B型)
- 現状のまま。(E、就労B型)

(3) 職員確保の状況

③ 職員がやめたり、集まらない理由

- 給料が安く、男性にとっては生計を立てるのが困難です。この解決には北欧諸国のように福祉国家になること、財源論を恐れず、増税を受け入れる国民の理解を求めることだと思います。(A、生活介護・就労B型)
- 社会的風潮。人と人のつながりが希薄である。(B、生活介護)
- 募集をすれば多くの応募があるが、適性等の視点から採用には至らない。(C、生活介護)
- 一般企業に比べて、いちじるしく賃金が低い。その割に専門的な力量が要求される。(D、就労移行・就労B型)
- 工賃が少ないために、また職種により労働、体力が必要のわりには給料が安い。(E、就労B型)
- よい人材の応募は少ない。(I、生活介護)
- 雇用条件の悪さ、福祉職の社会的地位の低さ、大変さ、困難だけを報道するマスコミ(J、法人型)
- ・一般的に仕事内容がよく知られていない。
・大変そう、低賃金というイメージ(実際にそうですが)
・高校の進路指導で「福祉職場は避けるように」と話されることがあるそうです。(直接聞いたわけではありません)(K、生活介護)

(4) 国への要望

[報酬関係]

- 超少子高齢化社会、格差問題の中で、社会保障制度がしっかりと機能すること。そのために、財源確保が必要で、増税について、消費税だけでなく、お金のあるところからとる議論をしっかりとしてほしい。北欧のように福祉国家になることを宣言してほしい。財政赤字も早期に対処してほしい。(A、生活介護・就労B型)
- 定額補助がないと運営がとても不安定です。(H、就労B型)

[職員配置関係]

- 払えるだけの報酬にしてほしい。(D、就労移行・就労B型)

3. 子ども分野への影響(障がい児分野の事業所)

(1) 補装具や医療費の負担について、利用者の方の実情

- 特になし(J、法人型)

(2) 国への要望

回答なし

4. 障害者自立支援法についての国への要望等

- 非常に複雑で難しすぎる。理念とは名ばかりで財政負担解決のために作られた法律であるために、悪法となり、問題が生じ、特別対策がとられているが、永続的な保障がなければ、安心できない。(A、生活介護・就労B型)

- 障害程度区分の認定も、視点がまちまちで、現状とはかけ離れた部分が多い。区分による算定はやめたほうがよい。(C、生活介護)
- 精神障がい者の場合、障害程度区分の基準が合っていない、そぐわない。(D、就労移行・就労B型)
- 障がい者といえ、1人の人間です。この社会にて生活していくのに、何の保障もないのが現実です。自立していくための保障を望む。(E、就労B型)
- とにかく応益負担は止めてほしい。介護保険と同じようにはしてほしくないです。区分認定もあいまいな点もあり、精神障害者についてはきちんと認定できる項目がないです。特性が反映できるものにしてほしい。(H、就労B型)
- 撤廃。(J、法人型)
- 生活介護事業は、利用者の「障害程度区分の平均」に応じて、報酬単価・職員配置基準が段階的に分かれています。すると、自分の障害程度区分よりも不当に高い自己負担を課せられるケースが出てきます。また、事業所も利用者の変動や出勤・出席状況に応じた職員配置をしなければならず、特に小規模の事業所はやりくりに苦労しています(配置基準に満たないと減算。かといって普段から余剰な職員を雇う余裕もなく…)。(K、生活介護)

5. 横浜市の障害者施策について

(1) 在宅心身障害者手当の廃止について

- 精神障がい者はこれまで支給対象になっていなかったもので、最初から取りのこされていた。この際、将来の安心のために、新しい有効な施策を考えてもらいたい。(D、就労移行・就労B型)
- 精神障害者は重度手当(在 hand)からはずされており、今まで重度加算等受けたことがありません。市精連として年金、手帳で一級の人には在 hand の適用を求めましたが、かないませんでした。せめて一級の重度の人には何らかの手当を受給できるようにしてほしいです。(H、就労B型)
- 知らない人が多い。(J、法人型)

(2) 低所得者に対する利用者負担額の全額助成

その他

- 日本の国の借金800兆円を超えると聞きます。これは大変な金額です。今の子ども達や将来の世代が増税して苦しむのは火を見るより明らかです。早くこのことに共産党も取り組み、国民にきちんと訴えてほしい。消費税増税もある程度やむを得ないと思いますが、大企業や高所得の方から多く課税することを訴えてほしい。(A、生活介護・就労B型)
- アンケートでは語れない部分が多い。ヒヤリングに来てほしい。(B、生活介護)
- 別添資料参照(SSJニュース、障害者自立支援法の見直しに関する意見) きびしい雇用情勢の中、少し上向いてきた精神障がい者の雇用の場がなくなってしまうのではないかと案じております。更なる支援をお願いします。最低賃金があがっても収入は上がらないので、大変困っています。(D、就労移行・就労B型)
- 今まで長い間与える福祉を続けてきたのです。自立支援法になったからといえ、利用者1割負担とのこと、不満が出てくるのだと思います。(E、就労B型)
- 質問の内容が一方的で、実情が現れないと思います。(H、就労B型)

- 横浜市(福祉局)は事務所の実態も理解しており、とても頑張っていると思います。ただ、利用料の助成を行った分は、福祉予算の他の部分が削られている可能性があります。市の予算配分そのもの見直しが必要なのかもしれませんね。自立支援法その他の新自由主義路線の広がり、社会全体の自己責任化は、実際の応益負担だけでなく、「なんとなく心配」「言葉にできない不安」という感覚も増やしているのでは？それが世の中の不安定化にもつながっていると思います。(K、生活介護)